

第4章 バリアフリー化の基本方針

1. バリアフリー化の基本方針

第3章までの整理を踏まえ、バリアフリー化の基本方針を以下に設定します。

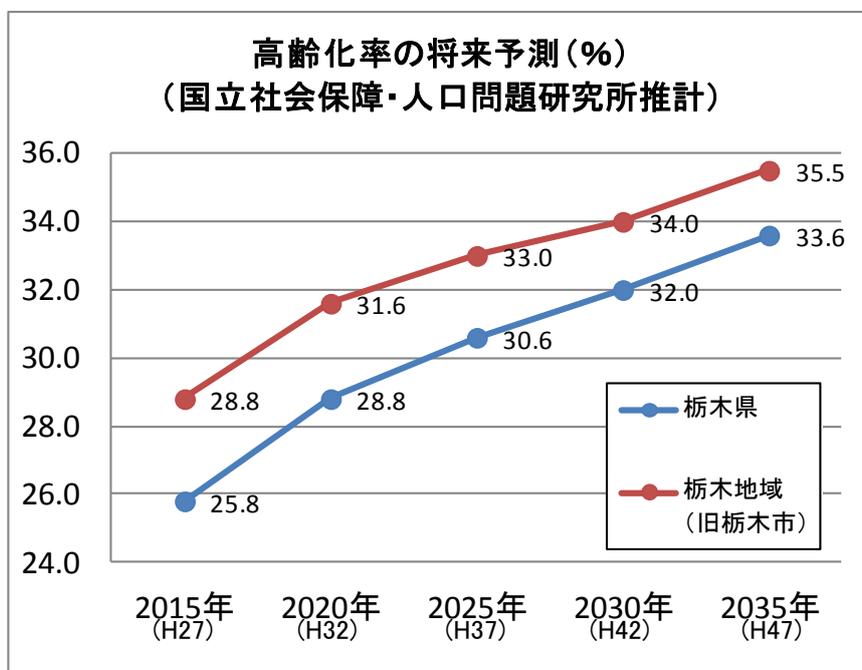
【基本方針1】将来においても安全・安心に移動できるまちづくりの推進

高齢者や障がい者等をはじめ、妊産婦やけが人、乳幼児連れや大きな荷物を持った人など、あらゆる人が安全かつ安心して移動できるまちづくりをめざします。

国の予測では、栃木地域（旧栃木市）の高齢化率（65歳以上の人口割合）は、将来も県全体の平均を上回りながら進行していくこととなるため、10年後、20年後の将来社会を見据えたバリアフリーのまちづくりをめざしていきます。

<推進方策>

- 鉄道駅、道路、公園等の公共空間の一体的かつ面的なバリアフリー化の推進
- 公共建築物等のバリアフリー化の推進
- 国、県をはじめ、関係機関におけるバリアフリーへの取り組みとの連携強化
- 民間施設との連携によるバリアフリーのまちづくりの推進



【基本方針2】来訪者も快適にアクセスかつ移動できる空間づくりの推進

水や緑、歴史的資源等を活かした観光都市としての魅力とにぎわいの向上を図るため、市民だけでなく、観光客などの来訪者が快適にアクセスかつ移動でき、さらに交流と賑わいが向上されるような、わかりやすく魅力的な空間の形成（おもてなしの空間づくり）をめざします。

また、外国人観光客が、円滑に安心して移動できるように言語バリアフリー化に努めます。

<推進方策>

- わかりやすい案内サービスの充実
- 観光施設や観光ルート上における休憩施設の充実

【基本方針3】心のバリアフリーの推進

高齢者や障がい者等が安心して日常生活や社会生活が送れるようにするため、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者や障がい者等の困難を自らの問題として認識し、困っている人をみかけたら積極的に協力する心のバリアフリーについても啓発に努めていきます。

また、単に物理的なバリアフリーのみではなく、現在の情報社会に生きる40代、50代の人々（将来の高齢者）のライフスタイルや、情報技術の進化を考慮したソフト面からのバリアフリーの姿を確立していくことも重要となります。

<推進方策>

- バリアフリーに関する情報の提供
- 高齢者や障がい者等の移動に関する理解を深める周知、啓発活動
- バリアフリーに関する教育の推進
- 地域における協力体制づくり

2. 計画期間

基本構想の計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。その間、各種事業者と調整が整った事業について、随時実施します。

計画期間の考え方

計画期間（10年間）	平成25年度～34年度
前期（5年間）	平成25年度～29年度
後期（5年間）	平成30年度～34年度